

# 令和4年度 身体拘束等廃止状況調査

本調査に入力いただき、下記の提出先にメールで返信してください。

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課  
koreikaigo-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp

提出期限: 令和4年 11月 7日(月)まで

提出先:

## 法人・施設の名称、担当者名等

法人種別		法人名称	
施設等種別		施設等名称	
		事業所番号 (介護保険施設)	27 所在地市町村名
担当者名		電話番号	

※ 介護療養型医療施設で一病棟に介護保険適用と医療保険適用が混在している場合、介護保険適用部分のみについてご回答ください。

問1 身体拘束は原則禁止が実現できていますか。(緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合であって、適切な手続きを経ているものは、原則禁止に含め「はい」の口を■に変更してください。)

はい  いいえ

いいえを選択された場合は、その理由を記入ください。

※「当該入所者又は他の入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が例外的に認められています。

「緊急やむを得ない」とは、次の①～③の要件すべてに該当する者をいいます。

- ①切迫性: 本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②非代替性: 身体拘束以外に代替する介護方法がない
- ③一時性: 身体拘束が一時的なものである

(厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」参照)

問2 施設における身体拘束の状況は、どのようになっていますか。(令和4年9月1日現在)

<input type="checkbox"/>	身体拘束の実施なし。
<input type="checkbox"/>	やむを得ない場合、一時的に利用者の同意を得て身体拘束を行うことがあるが、前年同月期(令和3年9月)と比べると大幅に減っている。
<input type="checkbox"/>	やむを得ない場合、一時的に利用者の同意を得て身体拘束を行うことがあるが、前年同月期(令和3年9月)と比べると徐々に減っている。
<input type="checkbox"/>	前年同月期(令和3年9月)とあまり変わっていない。
<input type="checkbox"/>	その他 [ ]

問3 令和4年9月1日時点で、適切な手続きを行っているものも含め、身体拘束を行っている入所者数は何人ですか。下記に行為別の人数を記入してください。(複数回答可)

番号	身体拘束の行為	人数
1	徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	1人
2	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	
3	自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。	
4	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。	
5	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	
6	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	
7	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。	
8	脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。	
9	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	
10	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	
11	自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	
12	その他 [ ]	

※ 1人に対して複数の身体拘束を行った場合は、該当する全ての行為に計上してください。

1人

問4 下記それぞれの項目について、【①職員全員が共有・周知できている。②担当者のみが共有、認識できている。③職員のほとんどができていない。】のうち、あてはまるものを選んでください。

回答	身体拘束をなくすために重要な項目 (※以下の項目については、「身体拘束ゼロへの手引き」より抜粋。)
1	身体拘束の弊害(身体的弊害、精神的弊害、社会的弊害)を正確に認識すること。
2	身体拘束が施設の都合のために行われていることに気づくこと。
3	施設全体で身体拘束をしない取組を決意すること。
4	利用者の尊厳を尊重するという考え方を持つこと。
5	利用者のアセスメントを正確に行うこと。
6	足もとに物を置かないなど、事故を防止する環境をつくること。
7	必要に応じた職員の応援が可能となる柔軟な体制を確保すること。
8	身体拘束をしない介護等の創意工夫を重ねること。
9	研修や相談窓口を利用し、必要な情報を得ること。
10	身体拘束を誘発する原因を探り、除去するためのケアプランを作成すること。
11	基本的なケア(起きる、食べる、排泄する、清潔にする、活動する[アクティビティ])を充分に行うこと。
12	十分な説明を行い、ケアプラン作成の過程に利用者や家族の参加を促すこと。
13	府内の各施設で身体拘束を廃止する運動を積極的に展開すること。
14	やむを得ず身体拘束を行う場合は記録をすること。
15	やむを得ず身体拘束を行う場合は利用者や家族に説明して理解を得よう努めること。
16	やむを得ず身体拘束を行う場合は「身体拘束適正化検討委員会」等でケアの方法や改善方法を検討すること。

問5 施設(事業所)の取組について、該当する口を■に変更してください。

1	<input type="checkbox"/>	身体拘束廃止に取り組むことを施設の方針としている。
2	<input type="checkbox"/>	身体拘束廃止を目指して取り組んでいる施設であることを利用者等に宣言している。
3	<input type="checkbox"/>	「身体拘束等の適正化のための指針」を作成している。
4	<input type="checkbox"/>	施設外で行われた身体拘束廃止に関する研修に参加している。
5	<input type="checkbox"/>	施設内で身体拘束廃止に関する研修を開催している。
6	<input type="checkbox"/>	全職員に「身体拘束ゼロへの手引き」を配布し、周知に努めている。
7	<input type="checkbox"/>	職員がいつでも閲覧できる場所に「身体拘束ゼロへの手引き」を保管し、周知に努めている。
8	<input type="checkbox"/>	複数の職種・人数で構成する、身体拘束適正化検討委員会を設置している。
9	<input type="checkbox"/>	職員の意識改革に向けみんなで議論しあう場を設けている。
10	<input type="checkbox"/>	取り組む予定はない。
11	<input type="checkbox"/>	その他 [ ]

※ 項目4「施設外で行われた研修」は、先進的に取組を進めている施設の視察も含みます。

問6 「身体拘束ゼロ推進員養成研修」(大阪府委託事業)の修了者が在籍していますか。

在籍している。(在籍人数                      人)                       在籍していない。

(※本研修の修了と身体拘束に係る減算算定とは無関係です。)

調査にご協力いただきありがとうございました。